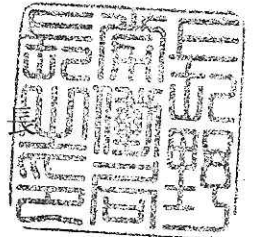




長野労発基0710第5号  
平成26年7月10日

山ノ内町 町長 殿

長野労働局長



大型台風等による集中豪雨に係る労働災害の防止対策及び建設工事  
における熱中症予防対策の徹底について（要請）

日頃から労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大型の台風8号及び梅雨期の集中豪雨により木曾郡内で土石流が発生するなど長野県内においても甚大な被害がもたらされており、建設工事現場においては、降雨後の災害復旧工事を含め、地形や地盤の緩み等の要因から土砂崩壊及び土石流による労働災害の発生が危惧されるところです。

また、熱中症は例年7月から8月にかけて多発しており、全国においては、昨年の年間死亡者数が例年を上回り30人にも上っています。当局管内においては、過去5年間の休業4日以上の子災者は28人で、このうち建設業が5割を占めているほか、昨年には1人が死亡しております。

つきましては、今後、梅雨末期から本格的な夏期を迎えるに当たり、貴職におかれましても、これらの労働災害を防止するため、下記の対策を講じるよう工事請負者等に対して、あらためて周知徹底していただきたく要請します。

記

1 集中豪雨に係る労働災害防止対策

(1) 土砂崩壊災害防止措置の徹底

ア 工事の施工に当たって、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、亀裂、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。また、集中豪雨前から着工している工事にあっても、必要に応じ、あらためて同様の調査を行うこと。

イ 上記アの調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は変更し、これに基づき作業を行うこと。

ウ 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、通常よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、作業中に地山の状況を監視する者を配置すること。

エ 土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設け、労働者の立ち入りを禁止する等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講じること。

なお、上下水道等の工事に関しては、土止め先行工法を採用すること。

オ 急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等について労働者に十分周知すること。

## (2) 土石流災害防止措置

ア 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等について、あらかじめ十分に調査すること。また、豪雨前から着工している工事にあっても、必要に応じ、あらためて同様の調査を行うこと。

イ 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準及び作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講じること。

ウ 警報用設備及び避難用設備が有効に保持されているか等の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法、避難経路、避難場所等について労働者に十分周知すること。

エ 急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立すること。また、避難訓練を臨時に実施し、労働者の安全に対する意識を高揚すること。

なお、これらの際には、必要に応じ、近接して作業を行う異なる元方事業者と連携すること。

## 2 熱中症予防措置

### (1) 建設業での熱中症予防対策の重点事項

ア 事前にWBGT予測値・実況値や高温注意情報等を確認し、作業中に身体作業強度に応じたWBGT基準値を超えることが予想される場合には、可能な限りWBGT値の低減を図り、単独作業を行わないようにする等の作業環境管理の見直しとともに、連続作業時間を短縮し、長めの休憩時間を設ける等の作業管理の見直しを行うこと。

特に、作業時間については、7、8月の14時から17時の炎天下等であってWBGT値が基準を大幅に超える場合は、原則作業を行わないこととすることも含めて見直しを図ること。

イ 作業者に睡眠不足、体調不良、前日に飲酒している、朝食が未摂取である等の状況や、感冒等による発熱、下痢等による脱水等の症状がみられる場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業者に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼等の際にその症状等が顕著にみられる作業者については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。

ウ 水分及び塩分の摂取確認表を作成する、朝礼等の際に注意喚起を行う、頻繁に巡視を行い確認する等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分及び塩分を定期的に摂取させること。

エ 今年初めて高温多湿作業場所で作業する作業者については、熱への順化期間を設ける等配慮すること。熱への順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

### (2) 建設業等でのその他の具体的な実施事項

#### ア 作業環境管理

(ア) 作業場については、直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根の設置やス

ポットクーラー又は大型扇風機を使用し、かつ、当該場所又はその近傍に、臥床することができ、冷房を備えた休憩所、又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。

- (イ) 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるようスポーツドリンクや経口補水液、塩飴等を用意すること。
- (ウ) 冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を用意・設置すること。

#### イ 作業管理

- (ア) 作業中は、作業者の様子に異常がないかを確認するため、管理・監督者が頻繁に巡視を行うほか、複数の作業者がいる場合には、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させること。
- (イ) 透湿性・通気性の良い服装（クールジャケット、クールスーツ等）を着用させること。また、直射日光下では通気性の良い帽子やヘルメット（クールヘルメット等）を着用させるほか、後部に日避けのたれ布を取り付けて輻射熱を遮ること。

#### ウ 健康管理

- (ア) 作業者が糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等の疾患を有する場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業の可否や作業時の留意事項等について、産業医等の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。
- (イ) 心機能が正常な労働者については、1分間の心拍数が数分間継続して180から年齢を引いた値を超える場合又は作業強度がピークに達した時点から1分後の心拍数が120を超える場合は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候であるので、作業中断も含めた措置を行う等作業者の健康管理を行うこと。

#### エ 労働衛生教育

作業を管理する者や作業者に対して、特に次の点を重点とした労働衛生教育を繰り返し行うこと。また、当該教育内容の実践について、日々の注意喚起を図ること。

- ・作業者の自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取
- ・日常の健康管理
- ・熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候の把握
- ・緊急時の救急処置及び連絡方法

#### オ 救急処置

##### (ア) 緊急連絡網の作成及び周知

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、労働者の熱中症の発症に備え、あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。

##### (イ) 救急措置

熱中症を疑わせる症状が現われた場合は、救急処置として涼しい場所で身体を冷し、水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。

[参考添付]

リーフレット「長野県における熱中症の発生状況と予防対策について」